**農 地 使 用 貸 借 契 約 書**

貸人及び借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、２通作成して貸人及び借人がそれぞれ１通を所持し、その写し１通を加東市農業委員会に提出する。

　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 貸人（以下「甲」という。） |
| 住　所 |  |  |
| 氏　名 |  | ㊞ |
| 借人（以下「乙」という。） |
| 住　所 |  |  |
| 氏　名 |  | ㊞ |

１　使用貸借の目的物

　甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表１に記載する土地その他の物件を無償で貸し付ける。

２　使用貸借の期間

（1）使用貸借の期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの　　年間とする。

（2）甲又は乙が、使用貸借の期間の満了の１年前から６か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、使用貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

３　転貸

　乙は、本人又はその世帯員等が農地法第２条第２項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。

４　修繕及び改良

（1）目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

（2）目的物の修繕は甲が行う。ただし、緊急を要する場合その他甲において行うことができない事由があるときは、乙が行うことができる。

（3）目的物の改良は、乙が行うことができる。

（4）修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表２に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

５　経常費用

（1）目的物に対する租税は、甲が負担する。

（2）かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が負担する。

（3）農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。

（4）租税以外の公課等で（2）及び（3）以外のものの負担は、別表３に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。

（5）その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

６　目的物の返還及び立毛補償

（1）使用貸借契約が終了したときは、乙は、速やかに目的物を原状に復して甲に返還する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

（2）契約終了の際、目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買い取る。

７　この使用貸借契約に付随する権利又は義務

８　契約の変更

　契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

９　その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して決める。

別表１　土地その他の物件の目録等

|  |  |
| --- | --- |
| 土 地 そ の 他 の 物 件 の 表 示 | 備考 |
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 面積(㎡) |
| 加東市 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

別表２　修繕費又は改良費の負担に係る特約事項（特約事項がない場合、斜線を引いてください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 修繕又は改良の工事名 | 貸人及び借人の費用に関する支払区分の内容 | 借人の支払額についての貸人の償還すべき額及び方法 | 備　考 |
|  |  |  |  |

別表３　公課等負担に係る特約事項（特約事項がない場合、斜線を引いてください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公課等の種類 | 負担区分の内容 | 備　考 |
|  |  |  |

（記載要領）

　１　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

　２　契約の目的物は別表１に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量を記載してください。

面積の欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して借り入れる溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。

　３　使用貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「１年前から６か月前まで」を「６か月前から１か月前まで」とします。

　４　使用貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は、当事者間で取り決めた内容を別表２に記載してください。修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は、別表２の備考欄にこれらの事項を記載してください。

　５　経常費用の負担区分については、当事者間で取り決めた内容を別表３に記載してください。

　６　使用貸借契約に付随する権利又は義務の欄には、この使用貸借契約に付随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。